

平成19年第4回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成19年9月11日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成19年9月11日（火）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第113号から議案第132号
- 第6 請願第14号から請願第17号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
29番	高野正道君	30番	名畑清一君
31番	志和正敏君	32番	金山教勇君
34番	渡邊庚二君	35番	佐藤孝君
36番	金光英晴君	37番	葛西博之君
38番	猪股文彦君	39番	川上龍一君
40番	本間千佳子君	41番	大場慶親君

4 2 番	本	間	武	雄	君	4 3 番	根	岸	勇	雄	君
4 4 番	牧	野	秀	夫	君	4 5 番	近	藤	和	義	君
4 6 番	熊	谷		実	君	4 7 番	本	間	勇	作	君
4 8 番	祝		優	雄	君	4 9 番	本	庫		稔	君
5 0 番	竹	内	道	廣	君	5 1 番	岩	野	一	則	君
5 2 番	渡	部	幹	雄	君	5 3 番	浜	口	鶴	藏	君
5 4 番	大	澤	祐 治	郎	君	5 5 番	肥	田	利	夫	君
5 6 番	加	賀	博	昭	君	5 7 番	金	子	克	己	君
5 8 番	梅	澤	雅	廣	君						

欠席議員（１名）

3 3 番 白 木 善 祥 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長	高	野	宏 一 郎	君	副 市 長	大	竹	幸	一	君
副 市 長	親	松	東 一	君	会 計 管 理 者	児	玉		剛	君
総 務 部 長	齋	藤	英 夫	君	企 画 財 政 長	荒		芳	信	君
市 民 環 境 長	粕	谷	達 男	君	福 祉 保 健 長	末	武	正	義	君
産 業 観 光 長	川	島	雄 一 郎	君	建 設 部 長	佐	藤	一	富	君
総 務 部 長 (総 務 課 長)	佐 々 木		正 雄	君	企 画 財 政 部 長 (財 政 課 長)	山	本	充	彦	君
市 民 環 境 部 長 (市 民 課 長)	金	子	信 雄	君	福 祉 保 健 部 長 (社 会 福 祉 課 長)	樋	口	賢	二	君
産 業 観 光 部 長 (観 光 課 長)	伊	藤	俊 之	君	建 設 部 長 (建 設 課 長)	渡	辺	正	人	君
教 育 長	渡	邊	剛 忠	君	教 育 次 長	藤	井	武	雄	君
選 管 ・ 監 査 長 事 務 局	菊	地	賢 一	君	農 業 委 員 会 長 事 務 局	山	本	真	澄	君
消 防 長	渡	辺	与 四 夫	君	秘 書 課 長	本	間	進	治	君
防 災 管 財 長 課	正	司	里 志	君	企 画 振 興 長 課	金	子		優	君
環 境 課 長	中	川	義 彦	君	廃 棄 物 対 策 長 課	長	坂	和	義	君
高 齢 福 祉 長 課	夏	井	秀 一	君	保 健 医 療 長 課	鹿	野	義	廣	君
水 道 課 長	田	畑	孝 雄	君	下 水 道 課 長	駒	形	準	三	君

事務局職員出席者

事務局 長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議事係 長	中	川	雅		史	君	議事係	谷	川	直	樹	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（梅澤雅廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は56名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第4回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（梅澤雅廣君） ここで大桃一浩君に申し上げます。自席でご起立をお願いいたします。

あなたは、去る7月27日開催の第3回佐渡市議会臨時会を正当な理由なくして欠席したので、地方自治法第137条の規定に基づき、招状を発したところであります。今後市議会議員としての職責を十分に自覚し、二度とそのようなことがないように、ここで厳重に注意します。

以上であります。ご着席ください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、21番、岩崎隆寿君及び36番、金光英晴君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 今期定例会の会期日程についてご報告いたします。お手元に配付の9月定例市議会会期日程をごらんください。

本日9月11日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、本会議終了後、議会報編集特別委員会を第3委員会室で、議会活性化検討委員会を第2委員会室で開催します。

あす12日は、特別委員会です。

明後日13日木曜日から来週19日水曜日までの4日間が一般質問となります。質問者は16人です。

20日木曜日、21日金曜日、25日火曜日の3日間が委員会審査です。

26日水曜日は、午前10時から議員全員協議会、終了後、各派代表者会議を行い、午後3時を目途に委員会審査報告書の配付となります。

そして、翌日27日木曜日が最終日となります。平成18年度決算の上程は、決算審査特別委員会設置との兼ね合いから、最終日とします。なお、最終日の本会議は、午後2時の開会とします。

会期は17日間となります。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から9月27日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は17日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読を省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、平成19年第4回市議会定例会に当たりまして、平成19年第2回市議会定例会以降の行政経過からご報告申し上げます。

初めに、出前市役所の実施についてご報告申し上げます。本年度新たな施策として、目が届く行政を目指し、出前市役所を7月からスタートさせました。活動方針としましては、地域の福祉、まちづくり支援などで、一般職員を中心に865名の職員が各地区を担当いたします。今のところ、嘱託員への文書配付、自主防災組織結成支援、高齢者ひとり暮らし地域へのサポートなどでありまして、市民と対話しながら進めているところであります。

次に、トキの野生復帰についてご報告申し上げます。本年4月から新穂、正明寺地区に完成しました野生復帰ステーションの供用が始まり、あわせて同所に環境省佐渡自然保護官事務所も開設されました。7月10日にはステーションにおいて放鳥式が行われ、環境省事務次官、新潟県知事により5羽のトキが順化ケージに放されました。また、来年に予定されている試験放鳥に備え、本市としましても市民への啓発と生息環境の整備を重点に、国、県、民間団体と連携をとりながら、各種の事業を推進していく所存であります。

次に、佐渡市地域再生計画の認定についてご報告申し上げます。内閣府へ申請しておりました佐渡市地域再生計画である人とトキが共に生きる島づくり計画が7月4日に国から認定を受け、この9月4日、首相官邸で認定書授与式が開催され、安倍首相から認定書をいただきました。今回認定された地域再生計画は、全国で52件、県内では佐渡市と魚沼市の2件の計画が認定されました。

次に、小惑星「佐渡」の誕生についてご報告申し上げます。佐渡市と姉妹都市である埼玉県入間市の職

員、佐藤直人さんにより発見されました小惑星は、その楕円形の軌道が佐渡の形に似ていることから佐渡と命名され、4月2日に国際天文学連合から正式に認定されました。これを記念して、去る8月6日、命名者の佐藤さんを講師にお招きして、両津地区で天体観測会を開催、52名の参加者は佐藤さんのロマンあふれる話に目を輝かせて聞き入っておりました。佐渡市と入間市の友好のきずなは宇宙にまで広がって、今後ますます交流の輪が広がることを期待するものでございます。

次に、2007佐渡国際トライアスロン大会についてご報告申し上げます。9月2日に国内外各地から1,692名の参加者を迎え入れ、多くのボランティアスタッフのご協力のもと、開催いたしました。本年の特色としては、AEDの配置など安全対策を充実したこと、ランのサポートカーとして環境に優しい燃料電池自動車、電気自動車などを利用し、美しく、環境にやさしい島づくりに配慮した運営を行ったこと、大会の模様をインターネット動画配信し、全大会のアピールを行ったことなどであります。また、参加者は昨年比べて228名増加しており、観光振興や交流人口の増加につながるものと期待しているところでございます。

次に、人間国宝でありました故三浦小平二先生の作品の寄贈についてご報告申し上げます。去る8月3日に、故三浦小平二先生の奥様であります三浦竹子様のご厚意により、先生の作品30点が佐渡市へ寄贈されました。これらの作品は、先生の陶芸活動の初期のものから現在までのもので、佐渡市としましてもこの貴重な作品を佐渡の宝物として大切に保存し、後世に残してまいります。なお、これらの作品は一般公開をして、市民や観光客など多くの方々に先生の偉業を伝えてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度の建設工事等の発注状況等についてご報告申し上げます。8月末までの発注総数は430件、74億5,673万1,000円で、このうち6月定例会報告後の状況は315件、55億7,880万4,000円であります。

最後に、火災発生件数及び救急出場等の状況について、6月1日から8月31日までの間の状況をご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、7件と前年度同期と同じ件数で、損害額は244万8,000円となっております。救急出場件数は788件で、前年同期に比べ、58件の増となっております。救助出動件数は14件で、前年同期と同じ件数でございます。

その他の報告事項に移ります。報告第19号から報告第22号までの専決処分の報告につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第23号 株式会社佐渡自然エネルギー研究所の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該研究所の決算に関する書類を提出するものであります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件についてご説明を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの市長報告のうち、報告第19号から報告第23号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第113号から議案第132号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第５、議案第113号から議案第132号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許しを得まして、議案第113号から逐次説明をさせていただきます。

議案第113号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について）。本案は、地方自治法第286条第１項の規定により新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更をすることについて、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したものであります。主な内容は、平成19年10月１日から新潟県市町村総合事務組合に新潟県後期高齢者医療広域連合を加入させるとともに、規約中の共同処理をする事務に上越地域消防事務組合及び新潟県後期高齢者医療広域連合を加えるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第114号 政治倫理の確立のための佐渡市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、郵便貯金の規定を削ること及び証券取引法の題名を改めることであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第115号 佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年10月１日から日本郵政公社が民営化されることに伴う文言整理を行うものであり、改正の内容につきましては、両条例から日本郵政公社の項目を削除するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第116号 佐渡市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県の乳児の医療費助成事業実施要領の改正に伴い、当市においても、他の法律等により定められている負担すべき者が支払う額から一部負担金を控除した額を助成するように条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第117号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県の幼児の医療費助成事業実施要領及び補助金交付要綱の改正に伴い、当市においても、入院の医療費助成について、満６歳に達した日以後最初の３月末日から満12歳に達した日以後最初の３月末日へ助成対象期間の拡大を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第118号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の一部改正に伴い、同法の規定で条例中に引用している箇所が改正されたため、関係する３条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第119号 市道路線の認定について。本案は、主要地方道佐渡一周線、柿野浦地内において改良工事が完了し、バイパス道が供用開始されることに伴い、区域外となる県道部分を市道として認定する必要がありますので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第120号 市道路線の廃止について。本案は、東立島３号線及び小野見４号線の２路線について、

一般交通の用に供する必要がなくなったと認められることから廃止をしたいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第121号及び議案第122号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第121号 新たに生じた土地の確認について（白瀬、玉崎地内）、議案第122号 字の変更について（白瀬、玉崎地内）、以上2議案は新潟県が道路改良事業により施行した海岸護岸用地、道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第123号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億3,460万4,000円を追加し、予算総額を461億247万5,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税、繰越金及び市債の増額計上、歳出では6月の梅雨前線豪雨で発生した災害の復旧費、職員の異動等による人件費の組み替え等のほか、総務費では佐渡汽船株式会社への出資金や後年度の円滑な財政運営のための財政調整基金への積み立て、衛生費では病院事業会計への負担金、出資金などを追加計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第124号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ185万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ72億9,004万6,000円とするものであります。補正内容は、職員の異動による人件費の増額で、その財源といたしましては、一般会計からの繰入金によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第125号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ171万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ91億9,908万4,000円とするものであります。補正内容は、職員の異動による人件費の減額で、一般会計からの繰入金を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第126号 平成19年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,213万8,000円を追加し、予算総額を58億4,613万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では、前年度繰越金を追加することによる介護給付費準備基金取り崩し及び一般会計繰入金を減額補正するものであります。歳出では、介護給付費準備基金積み立て、平成18年度精算による国庫支出金等の返還金及び一般会計への繰出金を追加するとともに、職員の異動による人件費の減額補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第127号 平成19年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ376万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ23億6,566万6,000円とするものであります。補正内容は、職員の異動による人件費の増額で、その財源といたしましては、一般会計からの繰入金によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第128号 平成19年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2,336万7,000円を減額し、予算総額をそれぞれ58億9,193万3,000円とするものであります。補正内容は、受益者負担金システム導入に係る節間の組み替え及び職員の異動による人件費の減額で、一般会計からの繰入金額を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第129号 平成19年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ358万円を減額し、予算の総額を4億6,142万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では、前年度繰越金を追加することにより運営基金繰入金を減額するものであります。歳出では、職員の異動に伴う人件費を減額する補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第130号 平成19年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ391万円を追加し、予算総額をそれぞれ1,139万2,000円とするものであります。歳入では、小倉ダム周辺整備事業に係る土地の売払収入であり、歳出では、その財源を財産区造林地維持管理経費へ増額補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第131号 平成19年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算は、収益的支出において3,701万5,000円を減額補正し、収益的支出の累計予算額を31億7,912万2,000円とするものであります。補正内容は、職員等の異動に伴う人件費の減額補正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第132号 平成19年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収入及び支出について、収入の既決予定額を599万9,000円増額し、収入総額を11億3,259万7,000円に、支出の既決予定額を325万9,000円増額し、支出総額を10億9,315万5,000円に、資本的収入及び支出について、支出の既決予定額を29万5,000円増額し、支出総額を16億9,625万8,000円とするものであります。補正内容は、職員等の異動による人件費の減額及び新潟県中越沖地震緊急応援に伴う経費の増額補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第113号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 政治倫理の確立のための佐渡市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 佐渡市情報公開条例及び佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 佐渡市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 佐渡市幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 1つだけ聞きます。

議案第117号ですけれども、子供の医療費助成について、入院については就学前まで、満6歳までだったのが年齢を小学校卒業まで、満12歳まで広げるという改正する条例だということで、非常に子育ての世代の経済的軽減というか、少子化対策としても大変喜ばしいものだ。私、3月議会でも話をさせていただいた経過がありますけれども、1点だけ質疑します。

そこで、具体的に聞きたいのは、入院の部分で、今まで佐渡市単独の幼児医療、単幼で助成していた満4歳から就学前までの満6歳のこの部分、今回の改正でどういう扱いになるのか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

従来の単幼でのものは、通院の分が3歳から就学前の6歳までということで、佐渡市単独でやっておったのでございますが、これは従来どおりこのままということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 条例の形式についてちょっとお伺いします。

題名について、「佐渡市子ども」と規定しております。従来の条例ですと、幼児を児童に改めるということになっておるわけですから、ここをなぜ題名、「子ども」と規定したのか。改正前の条例からすれば、佐渡市児童の医療費助成にといったほうが適當のように私は思うのですが、その辺の理由がありましたらお聞かせいただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

6歳から12歳までということで、小学生が入るものですから、「子ども」といたしましたのは県のものに合わせたということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 県の条例に合わせたというふうにお聞きしたわけですが、非常に単純な物の考え方ですけれども、以前は幼児を児童に本文の中で直しているわけです。であれば、そこも、題名も児童のほうがむしろぴたりするのではないかなと考えたもので、質疑したわけです。

以上です。終わります。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 市道路線の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 市道路線の廃止についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 新たに生じた土地の確認について（白瀬、玉崎地内）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 字の変更について（白瀬、玉崎地内）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） ちょっとここでお聞きしておきますけれども、特交が1,900万減って、地方交付税が1億3,700万ふえているということは、これはどういうことなのか。そして、繰越金が3億あるということ、これについての説明をお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

地方特例交付金のことかと思いますが、児童手当特例交付金、それと減税補てんの特例交付金の廃止に伴う特別交付金のほうが当初計上していたより国のほうからの交付が少なくなったということでございます。

繰越金の関係ですが、前年度の繰越金、当初予算に5億計上していたのですが、総額で8億ほどあった

ということで、その分追加の３億を補正をお願いしております。

普通交付税については、予算の補正予算の調整で留保していた分を今回１億３,０００万ほど補正したということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） よくわからない。地方交付税を留保しておったというのはどういう意味なのかよくわからないのですが、それと繰越金が３億というのはどういうことで３億、ただ３億ここに出ておるから、３億というのではないのでしょうか。だから、どうしてそうなったかということの説明を求めている。

○議長（梅澤雅廣君） 財政課長。

○財政課長（山本充彦君） 繰越金の関係ですが、18年度の決算をして、その結果、歳入歳出差し引きで８億ほど歳入が多かったということであります。そのうち、当初予算で５億を予算計上しておりますので、残りの３億を今回補正したというものでございます。

普通交付税の関係ですが、当初18億1,000万ほど予算計上しておりますが、特別交付税の算定が終わって、この後、総額で18億5,000万ほど算定されているのですが、その予算の歳入の不足分を今回補正したというものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

まず、１款議会費から５款労働費までの質疑を許します。

松本君。

○１番（松本展国君） 今回の補正予算の一部を構成しております佐渡汽船への出資金3,999万1,000円でございますが、これが今回の本会議の議案の一部として上程されておるわけでございますが、それが本会議に上程されるまでの経緯について私なりに疑問がございますので、執行部の考え方をお聞きしたい。

去る３月定例会におきましては、小木・直江津航路の公的支援6,500万の負担につきまして、事前に定例会が始まる前に佐渡汽船側よりお越しいただいて、佐渡汽船側の考えをお聞きしたわけでございますが、今回の増資に伴う佐渡市の出資金については、全く佐渡汽船側から説明がございませんでした。この議案は、この後総務委員会に付託されまして、審査するわけでございますが、私ももちろんその一人として審査に加わりますが、その前に全員協議会を開くなりなんなりして、佐渡汽船側に聞く場を設けることが必要ではなかったのかと私は考えています。なぜそれをやらなかったのか。今回の増資については、佐渡汽船の取締役会において、７月27日にこのことが決定されております。本日の定例会に議案として上程されるまでの間に、十分このことについて佐渡汽船側からお考えをお聞きする場を設ける時間は十分に私はあったかと思えます。なぜそのような場を設けなかったのか、佐渡汽船の考え方について、執行部がかわってご答弁できるのであれば、その点についても言及していただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 松本君に申し上げます。

よくわかりました。しかし、質疑の範囲を超えておりますが、今後ご注意ください。今回は答弁をさせます。

答弁を許します。

親松副市長。

○副市長（親松東一君） お答えいたします。

今の松本議員のご指摘のとおり、通常の議案ですと、こういう関心がある議案につきましては事前に説明というようなことが妥当かと思いますが、今回のこの割り当て増資ということになりますと、インサイダー取引というような、そういう関連で、事前の申し込み等については法に抵触をするというようなことがありまして、今回の場合にはあえて佐渡汽船のほうからの説明あるいは私どものほうからも説明をしなかったということでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） それでは、まとめて聞きます。

21ページの積立金、これは1億5,600万、先ほどの繰越金との絡みがあるのかと思いますが、これ想定範囲内のことなのか、どうなのか。

27ページ、老人ホーム運営費、ここへ来て4人増の2,200万、いろんな意味でふえていますけれども、なぜここへ来て老人ホームの職員が4人ふえなければならないのか。

それから、33ページ、清掃総務費の中の施設整備業務委託料増と。どうしてこれ業務委託料増が、わずかな350万ですが、必要なのか。

それから、35ページ、病院費の中で病院会計負担増が1億7,000万ありますが、これの内訳について教えていただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、繰越金との関係がございます。繰越金、今回3億ほど予算計上したのですが、地方財政法の第7条に繰越金の半分以上を財政調整基金に積みなければならないというようなことがありますので、その半分以上を今回積み立てたというものでございます。想定範囲内かということですが、財政課の考えでは若干繰り越しが少なかったのかなというような感じでおります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

老人ホーム運営費、職員の4人増という表示でございますが、これは待鶴荘の職員の分でございますが、当初予算では現員現給人数で組みました。9月1日現在では、4月の人事異動等ございまして、組んだ段階では4人退職というまま現給予算で組んだ関係がございまして、今回補正をさせていただいたということでございます。

それから、病院費のほうの病院事業会計への負担金関係でございますが、1億7,036万1,000円につきましては、当初予算段階では繰出金の総額に、財政的な問題がございまして、平成17年度からさせていただいておりますが、これらに説明してございます項目の部分を残して当初予算を組ませていただいたわけでございますが、このたび残りの部分、この額の部分を補正をさせていただきたいということで

ございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、長坂廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（長坂和義君） お答えいたします。

清掃費の委託料、施設整備業務委託料でございますが、これにつきましては一般廃棄物処理基本計画の見直し、それと災害廃棄物処理基本計画、これについては定めておりませんので、この策定業務ということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 財政の答弁がわかりにくいのですが、待鶴荘の4人増というのは、4人増は当初必要ないと思って、のせなかったのか、それに勤める人がいなくて、のせなかったのか。もしそれが必要なら、当然人がいなくても、人事異動は後でできるわけだから、当初予算にのせるべきではないかと思うのですが。

それから、施設整備業務委託料の増という今課長の説明がちょっとよくわかりにくいのですが、これ増なのだから、もともとそういうふうなものを当初から決まっていたのではないのですか。それで、足りない分をのせるとかというのではないのですか。新しい条例か何かできたので、この分のせたというような答弁に聞こえるのですが、ちょっとよくわからないのですけれども、もう一度お願いいたします。

それから、病院の件ですけれども、この分を残していたというのはよくわからない、説明が。この分をなぜ当初に残して、わざわざなぜ残さなければならない予算組みをしなければいけないのかというのはよくわからないのですが、説明をもう一回やってください。

○議長（梅澤雅廣君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） 最初、老人ホームの人件費の件なのですが、これ老人ホームに限らず、そのほかの会計についても何人かの異動がございます。これある意味では見込みで、財政の調整でつくった部分、昨年度の当初予算についてはつくった部分がございますので、その実際に職員が補充できたかできなかったかという結果に基づいて、今回人件費の異動をさせてもらったもので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

病院会計への繰り出しの件なのですが、17年度から一般会計のほうが予算組みが当初予算が苦しいというようなことで、企業債の元利償還金と企業債の利子償還金分、3月と9月に償還するのですが、当初予算のほうでは9月分だけ見て、3月分については9月の補正で賄うということで17年度からさせてもらっていますので、そのようにご理解願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、長坂廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（長坂和義君） お答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、これは見直しを行いたいということで6月議会でお答えいたしておりますが、これにつきましては当初予算に策定業務の委託料について計上しておりませんので、これについて改めてお願いしたいというものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） わからぬで聞くのではないのだけれども、27ページの、ほかにも問題あるのですけれども、1点だけちょっと見解をただしておきたい。

ここに老人ホーム運営費の給料で一般職給料増4人と、こうなっておるが、全く間違いなので、老人ホームとか、この種のものというのは法律によって人員が定められておるのです。だから、増というと、何かが変わらねば増という言葉はないのです。したがって、これはもうざっくり謝りなさい。つまり当初に措置しなければならぬ人件費を落としておったということではないのですか。こういうふうに正確に答弁されたらいいと思うのです。そうではない、何か待鶴荘に一般職をふやさなければならぬ事案が生じたのかどうか、それによる増なのか、本来措置しなければならぬのに、うっかりミスで落としておったのだというのか、そこをはっきりしなさい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

先ほど末武部長の答弁にもありましたが、当初退職者の部分を減じて当初予算で盛ったという部分で、補充ができるかどうかかわからない部分がございましたので、当初予算についてはその形で盛らせてもらったというのが現実でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これは、賃金ではないのです。給料なのです。給料が確保、つまり給与に相当する職員が確保できるかどうかわからぬから、落としておったという言葉はないのです。賃金ならあり得ますよね。臨時を雇おうと思ったけれども、また雇えぬだったということもありますし、そういうことありますが、これはもうちょっと正確にしてください。今の答弁で通しておいたら、議会は何を考えておる、何をやっておるのだと、こうなるのです。これは、明らかに当初において退職者はおったとしても、法律上これは措置しなければならぬ人員であれば、増という言葉はないのです。それは、何人を何人に増にしたのですか。こういう質問にいつてしまうのです。皆さんが当初に措置しなければならぬ、落としておったのではないの。そうすると、もう一つ厳しい聞き方をしなければならぬです。そうすると、ある時期までは法律に違反する人員措置であったということを認めるのかと、こうなるのです。言っておる意味わかるでしょうね。つまり法律、法的に措置していなければならぬ人間の数があつたわけです。それをあなたたちは9月議会までほん投げしておいたということは、それまでは本来要る人間を4人削ったまま放置しておったということになるの。それとも、別の要素が出てきて、つまり内容を拡充したために、改めて4人を増員しなければならなかったのか、この予算の内容、性格を明らかにしてくださいと、こう聞いているのです。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

先ほど私の説明で4人の退職がおられて、4人と、こう説明したわけですが、3月31日現在で退職された人が4人、4月1日からは新たに同数の職員を配置させていただいております。人事の問題だと私は思うのですが、だれが行くかはわからないというようなことで、この施設ばかりではなくて、各項目に振り分けてございます人件費、給与の全体の人事をまとめてやっているものですから、だれが配置さ

れるかわからない段階で予算を組んだということで、このような補正をさせていただいておるという見切りであります。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君、3回目です。

○56番（加賀博昭君） 3回でも4回でもいいのだよ、こんなのは。3回だって、まともな答弁しなければ、3回で終わりということはないのです。そういう場合は、議長が、今度私3回目ですよ。相手がもし変な答弁したら、議長において、加賀の聞いておるのはそうではないのだと、そのことちゃんと言ってください。

○議長（梅澤雅廣君） 続けてください。

○56番（加賀博昭君） つまりこれを説明欄をそのまま読めば、一般職給料を4人分増額しなければならないのだと。つまり裏を返せば、4人採用しなければならぬのだと、こういうふうに読めるのです。そういう事件なのか、それとも給料の措置を間違えておったものだから、ここへ来て当初に対して4人分の給料をふやさなければならなかったのか、どっちだと聞いておる。

○議長（梅澤雅廣君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

当初4人の減ということでございまして、先ほど加賀議員がおっしゃられる定員といいますか、必要な人員数なり資格数というのは確かにございと思いますが、できれば総務のほうとしましては人員の削減も考えるという意味におきまして、例えばそれが臨時職員で補充できるとか、嘱託で補充できるとかというような部分を考えまして、当初は4人の減の数字で出したと。ところが、やはりそういう補充ができなくて、結果として人事異動でその4人の分が復活したというふうな流れになろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

〔「議事進行だ、こうなりゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 大体だんだんニュアンスとしては、切りっ放しにしておったのだけれども、措置したというふうに聞こえるけれども、これは明確に議長において、私の聞いておるのは、あなたもう名議長だから、改めて説明することはないが、私の聞いておるのは、本来4月に、つまり3月に措置しなければならなかった給料を切りっ放しにしておって、今反省して、戻すのだということなのか、それとも改めて事業拡大による増員なのか、どっちだと私は聞いておるのだから、議長において、今私の議事進行で申し上げたことを答弁者に伝えて、改めて答弁願います。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

答弁を許します。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

先ほどの4人の増の件なのですけれども、当初、先ほどお話ししましたように、減員ができないかというような部分もありまして、当初予算で結果として4人減の数字を組みましたが、その後退職者あるいは補充、採用の関係等を検討した結果、結果としてやはり当初の数字、4人が不足したというようなことで、今回追加させてもらうということでご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） ちょっと1点お聞きしたい。

36、37であります。勤労青少年ホーム運営費の関係で、少額であります。補正額6万3,000円、実際には需用費の中での修繕費程度だと私は思いますけれども、この施設はご存じのように指定管理に出している施設だと思います。そのときの指定管理の委託の金額が244万6,000円でありました。その中で、今度修繕料で6万3,000円上がってきました。何をこれ修繕しているのか。この委託料の中で消化が可能ではないかと考えるのですが、このようなケースがその他の施設にもあり得ると思いますが、どのあたりまでこれはこういうような格好で出てきた場合、さらに追加して予算を上げて、面倒を見ていくのか。そのあたりのレベルをどこに考えているか。これある面では指定管理の施設への運営に対する、ある面では基本的な事項だと私は思います。そのあたりをちょっと上げたものが何に使われるのか、さらにはそのあたりのレベルはどこに置いているのか、見解をお聞きしたい。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

議員今お話のございましたように、指定管理の施設でございます。これにつきましては、契約外の部分でございまして、内容につきましては屋上の漏水の補修工事でございます。緊急的な内容を要するということで、私どものほうで市の責任の負担で計上させていただいたということでございますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 中身については承知をいたしましたが、指定管理を出した運営費用の関係で、類似したような問題これからも起きますが、そのあたりはやはり、特にこの施設は非常に委託者に有利な施設だと私は思っています。ですから、なお言うわけではありませんが、私は運営費用の中でカバーできる部分というのはあり得ると思うのですが、そのあたりは今後やはり一つの検討課題と私はすべきだと思いますが、これは意見として申し上げます。質問ではありません。答弁は要りません。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 4款衛生費のところのページで35ページでちょっと聞かせてください。

34ページでは病院費となっておりますが、これは説明にいきますと、病院事業会計費となっております。節のところでは負担金補助金及び交付金、それから投資及び出資金というところで、合計で1億7,036万1,000円となっておりますが、これ病院事業会計費と説明でなっておりますので、病院事業会計のほうへ入っていく金になるというふうに理解をしてよろしいわけですか、それともそれは違うということなのか、聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） 議員のご理解のとおりでよろしいので、病院事業会計へ入るお金でございます。

○議長（梅澤雅廣君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、6 款農林水産業費から11款災害復旧費までの質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 47ページの小規模急傾斜地崩壊防止工事、これだけやってくれるのはありがたいのですが、主な箇所を教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

4カ所ございまして、両津の加茂歌代が1カ所、それから同じく両津地区の歌見が1カ所、それから相川、二見が1カ所、それから羽茂の滝平が1カ所、計4カ所でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第123号についての質疑を終結いたします。

〔「議事進行。補正予算給与費明細書についての質疑は受けないんですか」と

呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） どうぞ。猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 同僚議員の6月の一般質問で人件費についての一般質問がありました。これ見ますと、住居手当というのがまだのっている。およそ大部分は佐渡の人が勤めている。それなのに、昔はそれでよかったかしらぬけれども、こういう時代にまだこの見直しが行われていない、しかも470万ふえている。勤勉手当も200万ふえている。今見ていて、勤勉手当の基準というのはどこにあるのか。こんなに勤勉にみんなやっておるなら、もっと北埠頭開発でも何でも早くできるはずなのに、よくわからない。この基準を教えてください。寒冷地手当、これは私前に言ったと思うのですが、国家公務員が地方に行くときにあったと、私、随分昔に行監の似たようなところをやったときにこのように聞いておるのですが、今北海道でもコシヒカリがとれる。この寒冷地手当の平均気温の部分はどのようになっている、何度以上の場合に寒冷地手当を出すようになっているか。この3点教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

まず、住居手当の件なのでございますが、住居手当、この金額の主なものにつきましては、いわゆる本人がアパートなり、そういうものを借りた場合に手当として出すという部分でございまして、人事異動等によりまして本庁へ動いたような方が近くに部屋を借りたというような部分でふえたものと思います。

あと、勤勉手当なのですが、これは今回の昇格、いわゆる級が上がったり昇任した部分でふえた、給与

が上がって、昇任した部分でふえたものでございます。

あと、寒冷地手当につきましては、平成16年に廃止の方向で漸次減額をさせていただいておりまして、平成17年以降の新採用職員にはもう寒冷地手当は支給されてございません。という形で、今新潟県佐渡につきましては平成21年でなくなるという方向で今進んでいるものの、今回若干増額になっておりますが、その要因としましては、先ほどの若干昇格にかかわる部分というふうにご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） そうしますと、住居手当と通勤手当、これについて例えば小中学生の通学みたいに何キロ以内は認めますよ、何キロ以外は認めませんよという基準があるのかどうか。

勤勉手当についての基準はどうなっているのか。何をもって、普通勤勉手当と一般民間で言えば、人よりよく頑張ったと、一般よりよく頑張ったから、この際はという、ボーナスも含めて、そういうふうにとらえるのですが、勤勉手当の基準というものは何なのか。

寒冷地手当、これは寒冷地手当というものの基準はなくて、慣例によって、今までの流れによってやっているというふうにしかなれない。寒冷地とは関係ない。だって、温暖化現象で、ではこれをした終戦後、多分社会党と自民党のその時代にあったのだらうと思うのだけれども、そのときの気温と今の気温がどうなっているか、そういうことを今、先ほど申し上げましたように、6月議会でいろいろ一般質問がありましたけれども、その辺を何にもチェックしないで、ただ流れに沿って出しているとすれば、今このお金のない時代に、市民としても必ずしも納得できないのではないかと。

もう一度申しますが、通勤手当と住居手当の関係、勤勉手当の基準、それについてご答弁願います。

○議長（梅澤雅廣君） 総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

通勤手当の関係ですが、これは車等を利用する方、バスで通う方については定期の分という部分がございますが、ほとんど車通勤ですので、2キロ未満の方については支給されておりません。あとは、5キロ、10キロ、15キロというふうな単位で増額の支給という形になっております。

あと、勤勉手当の関係ですが、これにつきましては現在では正常に、休職なり療養休暇等がなければ、ほぼ一律の基準で支給してございます。

あと、寒冷地手当につきましては、前回の改正でそのとおりに実施しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 私が聞いておるのは、住居手当と通勤手当、例えば何キロまでは通勤手当で対応します、何キロ以上は住居手当で対応しますという基準があるのかないのか。私は、歩いて2キロのところだけれども、アパートへ出るから、通勤手当は出ないけれども、アパートに入れば住居手当が出るというふうなことになるれば、これはおかしいことにならないかという意味で聞いている。だから、距離によって、例えばアパートに入っているけれども通勤手当で対応しますよと、あるいはアパートに入らなくても通勤手当はどこから通っても出ますよとか、近くても、歩いて5分のところでも、アパートにさえ入っていれば住居手当が出るのか、その辺はどうなっているかという聞き方をしておるのです。

○議長（梅澤雅廣君） 総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

住居手当につきましては、部屋を借りれば、距離に関係なく支給されます。あと、通勤手当は先ほどご説明しましたように、2キロ未満については支給しませんが、2キロ以上段階的に支給すると。別立てというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 平成19年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 平成19年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 平成19年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 平成19年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 平成19年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 平成19年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

臼杵克身君。

- 5番（臼杵克身君） 5ページについてお伺いしたいのですが、ここで医業費用の中でそれぞれ職員数が看護師給、医療技術職、事務員等、減になっておりますが、これ職員の補充ができなかったことの要因か。もしそれだとした場合に、医療運営体制に影響がないのかどうか、その辺についてお聞きしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

鹿野保健医療課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君） お答えをいたします。

今ほどの質問でございます。このたびの病院会計第2号の補正の主な中身につきまして、冒頭市長のほうから議案説明にもございましたように、人事異動に伴う部分が非常に大きくございます。今臼杵議員言われました病院スタッフの減ということで、補充ができていますのかというご質問でございましたので、お答えいたしますが、年度末を迎えて退職された方、あるいは年度途中で退職された方、まだおりますけれども、実際のところ医師が1名減になったということはもう両津病院の部分でございまして、この4月から県の計らいで佐渡総合病院のほうに移られております。その形の中で両津病院0.5ということで、逆に佐渡総合病院のほうから常勤で支援をいただいているということでございます。重ね重ね医師確保対策につきましては、現在いろんな形で頑張っておめらせていただいておりますけれども、実を結んでいないというのが現状でございます。

それから、看護師ほか医療スタッフの関係でございしますが、このたびの人事異動で両津病院4名減という書き出しがありますが、両津、すこやか、それから相川合わせて、今年度に広報等でもお願いしたところでございますけれども、採用募集予定人員を10名ということでお願いをしておるところでございます。

それから、今回の主な補正の中身の中では、逆に人件費では減ということになっておりますが、大きくは減ということになっておりますが、一方業務、医事業務あるいは電算システム業務等の外注に出す部分を拡大をしている関係があつて、そちらのほうへ向ける業務委託料が若干増ということで、あわせて今回の補正をお願いしているというのが実情でございますので、よろしくお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

- 5番（臼杵克身君） 今概要はお聞きしましたのですが、スタッフの人数が少ないということは、やはり医療、病院経営に影響があるのだらうと思うのです。今10名を募集しておるといようなお話を聞きましたけれども、それは全く見込みが立たないということで、今回補正減にしたわけですか。

それと、先ほどから重ねてお聞きしますが、病院運営に支障がないのかどうか、その辺についても一度お聞きしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君） お答えいたします。

確かにご指摘のとおり、医療スタッフがそれぞれの病院に減員するということになりますと、基準の部分では診療の部分で看護基準そのものを今現在10対1、相川が5対1でさせていただいておりますが、そ

れのランクを1ランク下げるということも影響としては出てくる可能性が十分あります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） ちょっと私聞いておることとニュアンスが違う答弁なのですけれども、職員数が減っているわけです。これは、補充できる見込みがないということで、減にしたわけですね。そのことを聞きたいし、今ワンランク下げればいいというような話ですけれども、そうすると病院の運営事業そのものに影響が出て、収益の悪化というようなものになるのではないですか。そのことについてもう一度担当課長なり、あるいは所管の副市長からお伺いしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

医療スタッフの中でも医療技術者の部分につきましては、先ほど課長が答弁したところなのでございますが、ことしから医療事務、医療報酬の、診療報酬の請求事務を外部委託しております。そちらのほうの人数が昨年よりも3名減ってございますので、職員数にしますとその辺のところが影響といいますか、少なくなっておるということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） また1つ教えていただきたいのですが、先ほど一般会計のところで1億7,036万1,000円が病院会計へ行くのだよというご答弁をいただきました。

さてそれで、今病院会計入っておりますが、これが病院会計のどこに入っておるのか、教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） 同額も含めまして、病院事業会計の当初予算に今回の部分も含んで、既に計上してございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 以前に聞いたような答弁。

さて、一方では当初予算で組んでありました、一方では今補正で出します。ここの差額というのは、どういうふうに考えればいいのですか。病院会計では、今一般会計から1億7,000万余り持っていかなければ決が結べないよというものを病院会計の当初予算ではどうやって玉を合わせてあったのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

当初予算で病院会計のほうでは1年分、一般会計から繰り出してもらった金額を計上しておりますが、一般会計のほうで予算組みの関係で、今回の1億3,000万ほどは当初予算にのせなくて、9月補正ということでお願いしてあります。そのように17年度からそういう予算組みをさせてもらっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

〔「議長、今のちょっと答弁になっていないから、わかりやすく、正確に答弁させてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 肥田君に申し上げます。

2回目、もう一度今のやつ、わかっていないということで、これ以上答えようないという答弁でござい

ますので、いま一度あなたの聞きたいところの要点を質問してください。特に許します。どうぞ。

○55番（肥田利夫君） 一方の会計では当初予算に入っておったのでしょうか、一般会計から来るように。一般会計では、今補正を組んできたのです。そのところの当初予算から9月補正までの期間の誤差は、どういうふうにあなた方は解釈をしておるのですか。金が実際に動かないから、いいというわけにはいかないでしょう。両方とも歳入歳出は玉が合わなければならないの。これがどうやって合わせてあったのか、そのことを聞かせてくださいと言っておるの。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

病院事業会計と一般会計の関係で、一般会計からの繰出金と、当初予算です。一般会計からの繰出金と病院会計の一般会計からの繰入金の金額は合っておりません。1億3,000万ほど今回差がありますので、その分を今回一般会計のほうで補正して、病院会計のほうに繰り出すというふうになっております。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 今の答弁正しいですか。議長、どう思います、あなた。いいですか。こんな答弁をさせておいて、あなたのこれで3回目です、これで終わらせられたのではたまったことはありません、我々は、的確な答弁がない以上、回数に入れてもらっては困るのです。いいですか。だれがこれ答えられるの。わかる人が答えることになっているでしょう。最終的には市長ですよね。最終責任者は。どうなのですか、これ。こんなつじつまの合わない答弁をして、これで、はい、回数です、それはないでしょう。受け取れません。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

答弁を許します。

親松副市長。

○副市長（親松東一君） 財政運用ということですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

確かにご指摘のとおり、片方は当初で入っております。その分、当初では欠になっているという、当初予算ではそういう、事実としてそういうことがありました。当初予算の審議の中で今のご指摘ありまして、了解はいただかなかったとは思いますが、とりあえず通していただいたというようなことであります。今回も全くその逆でありまして、来年度以降の財政運営ではご理解いただけるような予算編成を行いたいと思いますが、ひとつ今回は何とぞ、了解はしにくいただろうけれども、ぜひ曲げて、ひとつご了解いただきたいというふうに思っている。なお、この方法は17年度から行っているというような、そういうような話もありますが、先ほどお話ししましたとおり、20年度に向けてご理解いただくような、そういう方法で予算措置をしたいと思っておりますので、何とぞご了解をひとつお願いしたいと、ぜひ。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 了解をしてくれと謝られたのですけれども、企業会計では当初そういうふうに歳入

を見込んだということなのでしょう。ところが、それがそういかなかったから、一般会計から17億何がし
かを持っていかなければ玉が合わせられないよということに今なったという説明でしょう。

さて、そうなりますと、企業会計では当初組んだ収入見込みがないということだから、そのことは歳入
の減額で出てこなければ合わないでしょう。数字というものは生きておるのです。当初の見込みが合わな
かった。減額していないではないか。そこが一番問題なので、これ副市長、どう答えます。この辺は、ど
うしても私は納得がいかないのですが、わかりやすくご説明ください。

○議長（梅澤雅廣君） 親松副市長。

○副市長（親松東一君） 一時的には、ご指摘のとおり、入ってくると思ったけれども、一般会計のほうで
予算措置をしていなかったという時期が今まであります。それを補てんするために今回一般会計のほうか
らその分予算措置をして、支出をしたいという措置でありますので、何とぞご理解いただきたいと思っ
ております。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 情けない答弁しておるからね、本当に。本来なら他会計支出金だ。それから、他会
計繰入金というやつだ、今肥田さんが質問しておるのは。本来なら当初において一般会計が、これはルー
ル分というやつなのだ。ルールで決まっておる。したがって、後で錢がないから、やれませんかという部分
ではない。したがって、病院のほうは、これはルール分として来るから、予算措置をしたと、こう言っ
ておる。一方、一般会計のほうは、財政の都合なのだろう。錢がないから、9月に措置をすると、こうい
うことでこういうことになっておるのだろうと思うのです。だから、病院経営というのはやってみないと、
患者さんがどのくらい来るのか、収入そのものはわからぬわけです。しかし、そのほかに他会計繰入金と
いうのがあって、それはまた性格が違う。したがって、ない錢を予算化するというのとはちょっとわけが
違う。そここのところの関係をきちっと説明してやればいいのだけれども、それが説明ができていない。問
題にならぬ。私が今これから質問するのは、そのことではない。

先ほど臼杵議員がちょっと質問しかけたけれども、大事なところが抜けておる。それで、5ページ、こ
の区分の2、3、看護師はわかります。医療技術員の給与というのはだれの給与を指すのですか。まず、
ここから聞きます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

鹿野課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君） お答えいたします。

両津病院でレントゲン技師1名、それから薬剤師1名でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 今あなた大事なことを答弁したのだよ。薬剤師というのは、特に診療報酬を計算していく上で重要な職種なのです。ほかのところなら多少はいいのです。

そこで、もう一つは、看護師の給与減なのですね。4人減だ。これによって、病院の診療報酬にかかわり合いを持つ部分なのだ、この2つの部分は。それで、私が聞くのだが、薬剤師1名減、看護師4名減、これは診療報酬の計算上はどういう影響を受けてくるのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君） お答えをいたします。

ご心配いただいておりますが、今年度に入っての経過でございますけれども、新たな採用が決まるまでの間、減員となった看護師については臨時対応ということにさせていただいておりますのでございますし、今現在10対1、両津病院しておりますが、これが看護師が補充できなかったということで仮定をした場合は、その下の10対1看護から13対1ないし15対1、看護基準を下げざるを得ないというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 加賀報告の319号というのをごらんになったでしょう。あれは、後で一般質問でも詳細にやらさせていただきますが、大変な状態になっておりますよということを警告しておく。

それでは、改めて聞くが、11ページの11の賃金にいきますと、医者1,400万減です。さらに、それなら正規の看護婦が手に入らぬのなら臨時職員看護師の賃金がふえておるかということ、これも減っておるわけです。そうなれば、診療報酬の計算上、看護婦に対する措置が13対1から15対1ということに減ってくる。これは、病院の経営に極めて深刻な状況を与えていくという、こういう答えになるのです。今私が看護師4名減と11ページの賃金の看護師の分の減、そうするともし看護師の補充ができぬときには、診療報酬の上で極めて深刻な状況が出てまいりますと、まさに出てきておるではないですか。これで見ると、本当にこのままになったとすると、一体どのランクまで下がるのだから、お答え願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野課長。

○保健医療課長（鹿野義廣君） お答えいたします。

実際に障害が生じた場合は、翌月から看護基準という部分では下げるということになるかというふうには考えておりますが、実際に現場対応でございますので、詳しくは承知をしております。

〔「あと1回あるよね」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君、3回やりました。

〔「あと1回あるでしょう。今2回やったんでしょう、私は」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 3回やっております。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 平成19年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第113号から議案第132号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

日程第6 請願第14号から請願第17号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、請願の委員会付託について。

本定例会における請願第14号から請願第17号までは、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、明後日13日木曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時57分 散会